

平成 19 年 2 月 22 日制定

平成 21 年 12 月 1 日改正

平成 26 年 3 月 19 日改正

平成 29 年 3 月 23 日改正

優良防犯ブザー推奨規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人全国防犯協会連合会（以下「連合会」という。）が行う優良な防犯ブザーの推奨に関し必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この規程において「防犯ブザー」とは、犯罪による被害を防止し、又は軽減することを目的として、主として子どもが携帯するものとして製造された防犯ブザーであって、一般に販売されるものをいう。

(連合会の推奨)

第 3 条 連合会は、その性能が優れていると認められる防犯ブザーを、優良防犯ブザーとして推奨する。

2 前項の推奨は、防犯ブザーの型式について行うものとする。

(推奨を受けることができる者)

第 4 条 防犯ブザーを製造（外国において本邦に輸出する防犯ブザーを製造する者を含む。）し、輸入し、又は販売しようとする者は、その製造し、輸入し、又は販売しようとする防犯ブザーに関し、連合会の推奨を受けることができる。

(推奨の申請)

第 5 条 推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防犯ブザーの型式ごとに、推奨を受けようとする防犯ブザー 3 個及び次に掲げる書類を連合会に提出するものとする。

(1) 別記様式 1 の推奨申請書

(2) 防犯ブザーの音量、音色、連続吹鳴時間、落下強度及び取付け紐の引っ張り強度について、「優良防犯ブザー規格」に適合している旨の公的機関等の試験成績証明書（以下「試験成績証明書」という。）

(3) 防犯ブザーの構造・配線図等の資料及び取扱説明書

2 前項第 1 号の申請書には、個人である場合は住民票の写し、法人である場

合は定款又は登記事項証明書を添付しなければならない。

- 3 申請を受理した連合会は、速やかに審査の期日を申請者に通知するものとする。

(審査の実施)

第6条 前条の申請を受けた連合会は、当該防犯ブザーについて審査を行う。

- 2 連合会は、審査にあたり申請者に対し、申請に係る防犯ブザーについての説明を求めることができる。

(審査委員会)

第7条 連合会に、優良防犯ブザーの推奨を行うため、防犯ブザー審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、審査委員長及び4人の審査委員をもって組織する。
- 3 審査委員会は、審査委員長及び2人以上の審査委員の出席をもって成立するものとする。
- 4 審査委員会の庶務は、連合会の事務局が行う。

(審査委員長)

第8条 審査委員長は、連合会の専務理事をもって充てる。

- 2 審査委員長は、会務を統括し、審査委員会を代表する。

(審査委員)

第9条 審査委員は、連合会事務局職員及び学識経験者の中から、会長が任命又は委嘱する。

- 2 審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定に関わらず、任期の途中で退任した審査委員の後任である審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推奨基準)

第10条 優良防犯ブザーの推奨基準は、次のとおりとする。

- (1) 「優良防犯ブザー規格」の要件を充たしているものであること。
- (2) 確実に作動するものであること。
- (3) 外部に鋭い突起物がないことなど、受傷のおそれがないものであること。
- (4) 子どもが携帯するに当たって、適切な重量、形状であること。

(推奨の決定及び通知)

第11条 会長は、第7条の審査委員会の結果に基づき、当該申請ごとに推奨するか否かを決定するとともに、別記様式2の審査結果通知書により、申請者に対し速やかに結果を通知しなければならない。

(推奨をした機器の公表)

第12条 連合会は、前条の規定により推奨を行ったときは、速やかに当該ブザーの名称及び型式並びに申請者名を公表するものとする。

2 前項の公表は、連合会のホームページを通じて行う。

(推奨を受けたことの表示等)

第13条 第11条の規定により推奨の通知を受けた者は、推奨を受けた防犯ブザーに、推奨を受けたことを示すシールを貼付することができる。

2 前項のシールは、連合会が作成し交付する。

3 第1項の規定は、推奨を受けた防犯ブザーについて、防犯ブザー本体、個装及び機器取り扱い説明書等に、連合会の推奨を受けた防犯ブザーであることを記載することを妨げるものではない。

(推奨の有効期間)

第14条 優良防犯ブザーとしての推奨の有効期間は、推奨を受けた日から3年間とする。

(推奨の更新)

第15条 推奨を受けた防犯ブザーについて、有効期間の満了後においても引き続き推奨を希望する者は、別記様式3の更新申請書及び試験成績証明書を、有効期間満了日の1ヶ月前までに連合会に提出しなければならない。

2 会長は、前項の更新申請書及び試験成績証明書を受理したときは、第10条の基準の変更及び特段の事情がある場合を除き推奨を更新し、別記様式4の推奨更新通知書により申請者に通知するものとする。

3 更新後の有効期間は、更新前の推奨の有効期間満了日の翌日から3年間とする。

(変更等の届出)

第16条 推奨を受けた防犯ブザーの申請者が、次の各号の一に該当することが明らかになったときは、別記様式5の推奨変更届出書により速やかにその旨を連合会に届け出なければならない。

(1) 推奨を受けた防犯ブザーの製造、輸入又は販売をやめたとき。

(2) 推奨を受けた防犯ブザーの製造過程において、同一の規格又は性能を確保できない事情が生じたとき。

(推奨の取消)

第17条 前条の届出を受けた場合において、連合会は当該防犯ブザーに係る推奨を取り消すことができるものとする。

2 連合会は、次に掲げる場合において推奨を取り消すものとする。

(1) 推奨を受けていた防犯ブザーの申請者が、当該防犯ブザーの推奨の取り

消しを申請したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により、当該防犯ブザーの推奨を受けたことが判明したとき。
- (3) 推奨を受けた防犯ブザー以外の防犯ブザーに、偽って推奨を受けた旨を表示したことが判明したとき。
- (4) 前条の規定に違反して届け出を行わなかったとき。
- (5) 第10条第1項の推奨基準に適合しなくなったとき。

3 連合会は、前項の規定により推奨を取り消したときは、当該推奨に係る申請者に対し別記様式6の推奨取消通知書に理由を付してその旨を通知するとともに、速やかに公表するものとする。

(手数料等)

- 第18条 申請者は、第5条の申請時に、申請1件ごとに別に定める推奨申請手数料を納めなければならない。
- 2 推奨の更新を受けようとする者は、更新申請書の提出時に、申請1件ごとに別に定める更新申請手数料を納めなければならない。
 - 3 第13条に定めるシールの交付手数料は、連合会が別に定める。

(守秘義務)

第19条 優良防犯ブザーの推奨に関する業務に従事した者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行のために必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 連合会の「優良防犯ブザー推奨要綱」（平成19年1月1日施行。以下「要綱」という。）は、廃止する。
- 3 要綱に基づき平成19年3月31日までに申請し、未だ審査を受けていない申請については、この規程第5条により申請されたものとみなす。
- 4 要綱に基づき委嘱された審査委員は、この規定第9条第1項により委嘱されたものとみなす。
- 5 要綱に基づき推奨された防犯ブザーは、この規程第11条により推奨されたものとみなし、推奨の有効期間は要綱に基づき推奨を受けた日から3年間とする。
- 6 要綱に基づき平成19年3月31日までに納付された手数料については、この規程第18条により納付されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、第 15 条の改正部分については、平成 26 年 8 月 1 日以降、推奨の有効期間の満了の翌日を迎えるものから適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。